



視察報告

立憲・国民・無所属の会さいたま市議団は、さいたま市への政策提言を行うため、
政務活動費を使用した視察を適宜行なっています。
視察を通じ、どんな知見が得られ、
それをさいたま市にどのように反映していくかについて市民の皆様への説明責任を果たすべく、
本ホームページ上で視察報告を公表します。
「会派合流・会派名変更前のデータも公表しています。」

2010/08/06

【民主党 さいたま市議団】 浜松・名古屋市議会視察報告

浜松市議会・名古屋市会視察報告

【日時】 2010年7月28日（木）

【参加者】 神崎功、高柳俊哉、熊谷裕人、池田麻里、丹羽宝宏

【目的】 議決事件拡大条例について

①浜松市議会

【担当者】 浜松市議会議会事務局 議事調査課担当職員

【内容】

浜松市議会では、「浜松市政に係わる重要な計画の議決等に関する条例」を制定し、平成20年6月12日より施行している。同条例では、基本計画の策定、変更、廃止を議決の対象とする（第3条）と共に、パブリックコメントの対象となる市の基本的な施策に関する計画、指針について、その概要を所管の常任委員会への報告対象とする（第4条）ものである。

本条例は、もともと議長経験者が提案、全議員の賛同を得て、条例化したものである。背景としては、計画についてのパブリックコメントの実施を議会軽視と見るような感覚があり、条例化をはかったものである。報告について、議会としては“聞き置く”という対応であり、執行権にはふれないという理解をしている。

【所感】

さいたま市議会の議決事件拡大条例化にあたり、報告対象となる計画をパブリックコメント対象とする点、報告のあり方など参照すべき内容であると感じた。

②名古屋市会

【担当者】 名古屋市会 法制担当職員



【内容】

名古屋市会では、もともと昭和25年に制定されていた名古屋港管理組合との職員の身分、財産に関する議決事件の条例について、平成22年2月定例会において、「総合計画」の策定、変更、廃止を議決対象に加える（第2条）「市会の議決すべき事件等に関する条例」改正案を全会一致で可決した。これに対して、市長からは“市長の意見を聞かないのはおかしい”として、再議にかけたが、3分の2以上の賛成で再可決され、交付されている。

本年6月定例会では、同条例に基づき、市長から「中期戦略ヴィジョン」が議案として提案され、議会側では、「地域委員会」に関する記述など修正、可決。

市長からこれに対する再議がかけられ、9月議会の行方が注目されている。

【所感】

名古屋では、河村市長と議会との全面对決が大きな話題となっている。総合計画の立案過程における報告（第3条）や議決（第2条）の現実の運営を見る限り、執行権と議決権についてかなり問題がある対応と思われる。本市における条例策定では、これを“他山の石”としたい。